

軽油引取税の課税免除制度の存続を求める意見書

軽油引取税については、平成21年度の地方税法改正により、道路特定財源から一般財源化された。このとき、3年間の時限措置として存続することとなった課税免除制度（免税軽油制度）は、平成24年度税制改正においてさらに3年間延長されることとなったが、現在のところ平成27年3月末をもって廃止される状況にあり、これによって、観光産業や農林水産業をはじめとする各種産業の経営に甚大な影響を与えるものと懸念される。

例えば、スキー場のゲレンデ整備に使う圧雪車、降雪機の燃料用軽油の免税が継続されない場合、本市の冬の観光資源の一つであるスキー場の経営は、スキー人口の減少等による経営環境の悪化に加え、さらに厳しいものとなることは明白である。

また、免税軽油制度の廃止は、農業用機械、船舶、倉庫で使用するフォークリフトなどの燃油への依存が強い北海道の農林水産業の経営にさらなる負担を強いることになる。

このように、免税軽油制度は、地域経済を支える多くの産業にとって、安全かつ安定的に事業を行うために必要不可欠な制度となっている。

よって、政府においては、観光産業や農林水産業など地域経済への重大な影響を考え、軽油引取税の課税免除制度を存続するとともに、手続きの簡素化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）11月6日

札幌市議会

（提出先） 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、
国土交通大臣

（提出者） 自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、日本共産党、
市民ネットワーク北海道及び改革所属議員全員並びに
みんなの党木村彰男議員